令和3年5月25日 北 沢 総 合 支 所 地 域 振 興 課

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

1 主 旨

(仮称)世田谷区花見堂複合施設の開設に際し、世田谷区立代田南地区会館を移転し世田谷区立花見堂地区会館を開設する。これに伴い規定の整備を図る必要があるため、令和3年第2回区議会定例会に「世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例」を提案する。

- 2 改正内容(別紙「新旧対照表」のとおり)
 - 世田谷区立花見堂地区会館を設置するとともに、世田谷区立代田南地区会館を廃止する。
- 3 施行予定日 規則で定める日
- 4 今後のスケジュール (予定)

令和3年6月 第2回区議会定例会(条例改正案提案) 令和3年10月 (仮称)花見堂複合施設新築工事竣工 令和3年12月 花見堂地区会館開設

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

○世田谷区立地区会館条例

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

2 北沢地域

名称	位置	施設名
世田谷区立花見堂	東京都世田谷区代田一	会議室 音楽室
地区会館	丁目13番14号	

改正後

別表第3(第8条関係)

2 北沢地域

		午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9	午後 0	午後3	午後 5	午後8
		時から	時30分	時から	時30分	時から
	正午ま	から午	午後 5	から午	午後10	
	施設の	で	後2時	時まで	後7時	時まで
名称 種別		30分ま		30分ま	(世田	
	作里力リ		で		で	谷区立
						守山地
						区会
						館・世田
						谷区立

○世田谷区立地区会館条例

別表第1(第2条、第3条関係)

2 北沢地域

名称	位置	施設名			
世田谷区立代田南	東京都世田谷区代田一	会議室 大広間			
地区会館	丁目21番11号	<u>和室</u>			

改正前

別表第3(第8条関係)

2 北沢地域

10000	~					
		午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前 9	午後 0	午後3	午後 5	午後8
		時から	時30分	時から	時30分	時から
		正午ま	から午	午後 5	から午	午後10
	施設の	で	後2時	時まで	後7時	時まで
名称 種別			30分ま		30分ま	(世田
	性力!		で		で	谷区立
						守山地
						区会館
						の会議
						室にあ

改正後							改正前						
						花地館議あは8ら9公 見区の室っ、時午時で を会会にて午か後30 9分							っ で 後 8 時 6 6 6 6 7 8 9 6 8 9 6 8 7 8 8 8 9 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
						分まで)	世田谷 区立代	第1 <u>会</u> 議室	810円	540円	540円	540円	540円
							田南地区会館	第2 <u>会</u> 議室	300円	200円	200円	200円	200円
								<u>大広間</u> 和室					
世田谷 区立花	第1 <u>会</u> 議室	300円	200円	200円	200円	150円		<u>18-5-</u>					
<u>見堂地</u> 区会館	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	第3 <u>会</u> 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	第4 <u>会</u> 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	第 5 会 議室	300円	200円	200円	200円	150円							
	音楽室	300円	200円	200円	200円	150円							